

国東市人権教育及び人権啓発基本計画

改訂版



平成 30 年 4 月



はじめに

国東市では、「国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、市及び市民の責務を定め、誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指し、国東市人権・同和教育啓発推進協議会を中心に、「人権尊重のまちづくり」を進めています。

近年、国は「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3つの差別解消法を公布し、国や地方自治体で人権尊重社会への取り組みが、なお一層、推し進められています。

大分県におきましても、平成20年に「大分県人権尊重推進社会づくり条例」を制定し、人権尊重社会の確立に向けた施策を推進しており、平成28年には「だれもが安心して暮らせる大分県づくり条例」を施行し、多様性を認め合う社会づくりや、差別や人権侵害に至る原因を社会の側の要因に求める「社会モデル」の概念への理解を進めています。

多様性を認め合う事の大切さは、社会でその理解と認識が広まりつつありますが、さまざまな社会的要因によって生じる差別や人権侵害は複雑・多様化しており、東日本大震災や福島原発事故による風評被害や、情報化社会の進展に伴うインターネットによる人権侵害など新たな課題も生じており、人権教育及び人権啓発の重要性は、ますます高くなっています。

本計画は、国東市の行う人権教育・啓発の基本的な事項を定めていますが、策定から10年以上が経過し、この間の社会情勢の変化に対応するために、このたび改訂を行いました。この計画に基づき、あらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、部落問題（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けての取り組みを積極的に進めてまいります。

今後とも、国東市の行う人権教育・啓発の推進について、市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

平成30年4月

国東市長 三河明史

目 次

I	人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方	1
	1. 基本計画策定の背景	
	(1) 国際社会の取り組み	
	(2) 国・県の取り組み	
	(3) 国東市の取り組み	
	2. 国東市の基本的な考え方	
	(1) 目 的	
	(2) 基本理念	
	(3) 基本方針	
II	分野別人権施策の推進	7
	1. 部落問題（同和問題）	
	2. 女性の人権問題	
	3. 子どもの人権問題	
	4. 高齢者の人権問題	
	5. 障がい者の人権問題	
	6. 外国人の人権問題	
	7. 医療をめぐる人権問題	
	8. さまざまな人権問題	
III	計画の推進方策	24
	1. 計画進行について	
	2. 推進体制など	
IV	関係団体との連携と市民との協働	27
V	計画の推進期間と見直し	27

I. 人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方

1. 基本計画策定の背景

(1) 国際社会の取り組み

20世紀、人類は2度にわたる世界戦争の反省の上に不戦の誓いを立て、国際連合(国連)を結成しました。国連は1948年(昭和23年)の第3回総会において「世界人権宣言」を採択し、宣言の精神を具体化するために人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

しかし、その一方では、民族紛争や宗教対立などによって平和・人権・民主主義を脅かすさまざまな問題が多発し、多くの犠牲者を出しています。こうした中、1993年(平成5年)6月にウィーンで開催された「世界人権会議」では、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである」とするウィーン宣言及び行動計画が採択されました。このような国際的な潮流の中、国連は世界平和と秩序のキーワードは「人権」であることを確認して、1994年(平成6年)の第49回総会において、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」が提起されました。

さらに、2004年(平成16年)に国連人権委員会で「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず5年ごとのフェーズ^{*1}と行動計画が策定され、第1フェーズ{2005年(平成17年)～2009年(平成21年)}では、初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ{2010年(平成22年)～2014年(平成26年)}では、高等教育、公務員、法執行者、軍隊への人権教育、第3フェーズ{2015年(平成27年)～2019年(平成31年)}では、メディア・ジャーナリストへの人権教育及び第1・第2フェーズの行動計画の取組の強化などの行動計画が示されました。

また、2006年(平成18年)6月には人権の重要性に鑑み、国連経済社会理事会の下部機関であった人権委員会が、総会の補助機関の1つとして人権理事会へと強化されました。さらに、同年12月には障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が、2011年(平成23年)3月には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会において採択されました。

(2) 国・県の取り組み

わが国では、1947年(昭和22年)に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。しかし、わが国固有の人権問題である部落問題(同和問題)については、現憲法下でも根強い差別の実態が依然として残されてきました。

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」を受けて「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下に、1969年（昭和44年）には、わが国で最初の総合的な人権政策となる「同和対策事業特別措置法」が施行され、さまざまな取り組みが行われてきました。その施策も数度にわたる延長の中で、差別の結果としての実態的差別、すなわち生活環境などの面で存在していた格差は大きく改善されてきたのは確かです。しかし、同和教育の取り組みにも関わらず、結婚問題を中心に心理的差別は、依然として根強く存在しています。

国は「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。そして2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、この法律に基づき2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。また、2004年（平成16年）には文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について」の第1次とりまとめを出し、2006年（平成18年）に第2次とりまとめを、2008年（平成20年）には第3次とりまとめを出しました。

そのほか、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を、2005年（平成17年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「犯罪被害者等基本法」を制定、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年（平成25年）に「生活困窮者自立支援法」及び「いじめ防止対策推進法」、並びに「障害者差別解消法」を制定しました。「障害者差別解消法」の施行は「障害者権利条約」批准後の2016年（平成28年）4月からとされ、その2016年（平成28年）にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行され、人権の個別課題に対応した法整備が行われています。

県においても、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を策定し、さらに「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえ、2005年（平成17年）には人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。県教育委員会においても、2006年（平成18年）に「大分県人権教育基本計画」を策定しました。そして、この基本計画に基づき、2008年（平成20年）12月に「大分県人権尊重社会づくり条例」を策定し、2010年（平成22年）には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。その後2015年（平成27年）4月に基本方針を改訂し、2016年（平成28年）4月には「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

また、2017年（平成29年）12月には犯罪被害者や遺族を支えるため、周囲の心ない言動などの「二次被害」の定義を盛り込んだ「犯罪被害者支援条例」が成立し、2018年（平成30年）4月から施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(3) 国東市の取り組み

「いにしへの宝を未来につなぐ仏の里くにさき」を将来像として、「国東市」が誕生する以前、合併前の旧4町では、それぞれ部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして「人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、人権教育を積極的に推進してきました。

国東市では、合併と同時にこれまでの成果・評価を踏まえながら人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、「国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、2007年（平成19年）12月に「国東市人権教育及び人権啓発基本計画」を策定しました。2009年（平成21年）4月には「国東市人権教育及び人権計画基本計画 実施計画」を策定し、3年ごとに改正してきました。

この他にも、国東市では「国東市男女共同参画推進条例」や、平成30年4月には「国東市犯罪被害者等支援条例」を施行し、誰もが安全に、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、部落差別をはじめとする多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化や少子高齢化、情報化社会の進展等、社会情勢の変化にともない、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このようなことから、市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とする事を目的に、2010年（平成22年）に国東市として1回目となる「国東市人権意識調査」を実施し、5年後の2015年（平成27年）に第2回目の意識調査を行いました。2回の調査結果及び県が行っている「大分県民人権意識調査」結果との比較分析を行い、今後の人権教育・啓発に関する施策を進めることとしています。

「国東市人権教育・啓発基本計画」の策定から10年が経過しました。この10年間の社会情勢の変化に伴い、人権問題も複雑・多様化しています。このため、基本計画の見直しを行い、本市の人権教育・計画の推進を図ることとします。

市民の人権意識の状況「平成27（2015）年度国東市人権意識調査」（抜粋、以下同様）

図1 今の日本では人権が尊重されていると思うか

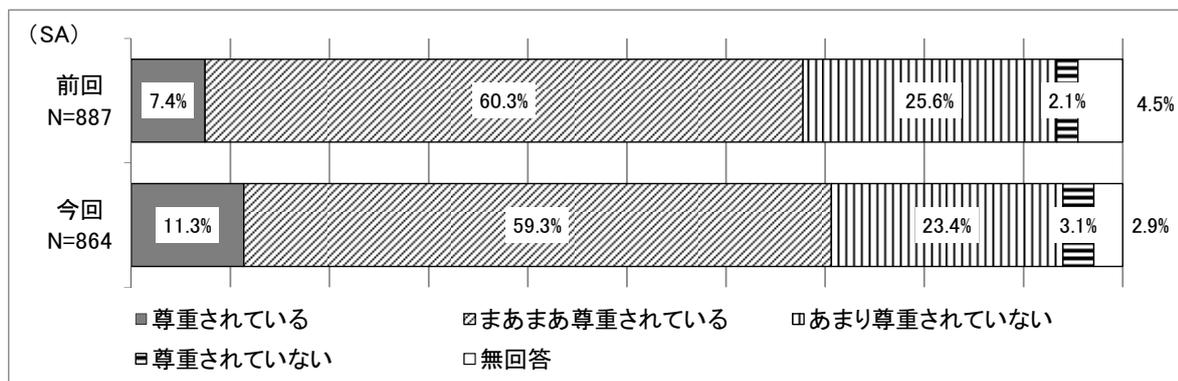
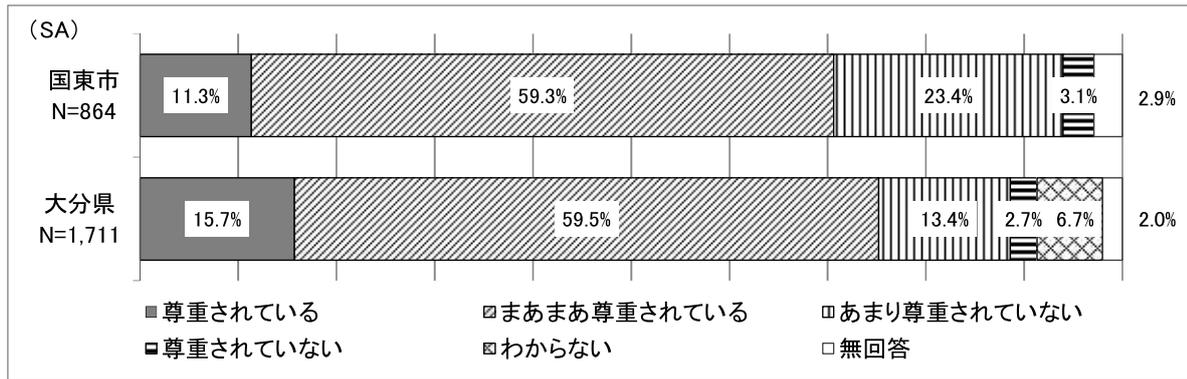


図2 図1と同じ設問の、大分県民人権意識調査との比較



2. 国東市の基本的な考え方

(1) 目的

この基本計画は、人権尊重社会の確立にむけた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取り組みを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、地方公共団体の責務がはっきりとされました。

基本計画に基づき、市民と行政が一体となって家庭・地域・学校・職場などの、あらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、あらゆる人権課題の解決に向けて積極的に取り組むことを目的とします。

(2) 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の構築」と「共生社会^{*2}の実現」をめざすという人類共通の願いです。

しかし近年、社会の国際化や少子高齢化・情報化・価値観の多様化により、さまざまな社会問題が発生し、新たな人権課題が提起されています。

この計画では、社会制度や慣習に起因する差別の解消に向けて、市民の理解を深めるため差別の解消に取り組む社会の確立を目指します。

また、すべての人が自尊感情を持ち、互いに基本的人権を尊重しあうとともに、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を基本理念とします。

(3) 基本方針

国東市は本計画書に基づき、「人権尊重社会の実現」をめざして、啓発活動や教育活動及び人権擁護に必要な施策を積極的に推進するとともに、すべての行政分野において市民の人権意識の高揚に努め、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境づくりに努めます。この人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別につい

ては、行政の責務として、市民の理解を深めて、解消に向け積極的に取り組みます。

また、「人権の世紀」といわれる21世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きいと考えます。人権尊重社会の確立をめざし、学校教育・社会教育において人権教育をすべての教育活動の根底と位置付け、人権意識の基礎を培う教育、豊かな人権感覚を育成する教育、人権を尊重する意欲や態度・技能を育成する教育を推進します。

具体的には、一人ひとりが、心豊かに生きがいのある充実した生活を送るために、生涯にわたって楽しく学び続けることが必要であり、互いのふれあい、学びあいを通して心の通い合う地域づくりに主体的に参画していくことが求められています。その過程において、市民一人ひとりが、人権に関するさまざまな問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることが大切です。

学校教育については、人権が尊重された社会づくりを担える力をもった人間を育成するために、全ての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、各校種ごとの具体的目標やめざす児童生徒像を明確にして取り組むとともに、児童生徒の発達段階に考慮した指導計画を作成し、教育活動全体を通じて推進していきます。

また、社会教育においては、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら社会教育施設などのさまざまな学習の場の人権尊重の視点を位置づけて、人権意識の高揚を図ります。

図3 人権への関心度

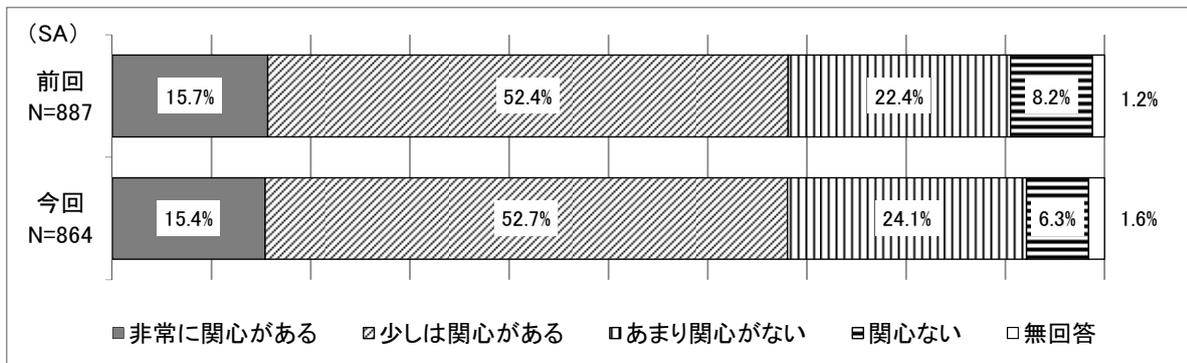


図4 図3と同じ設問の、大分県民人権意識調査との比較

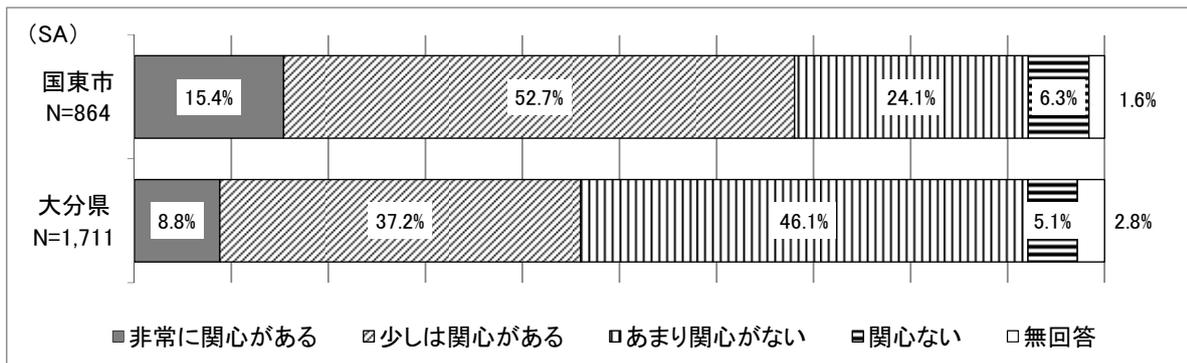
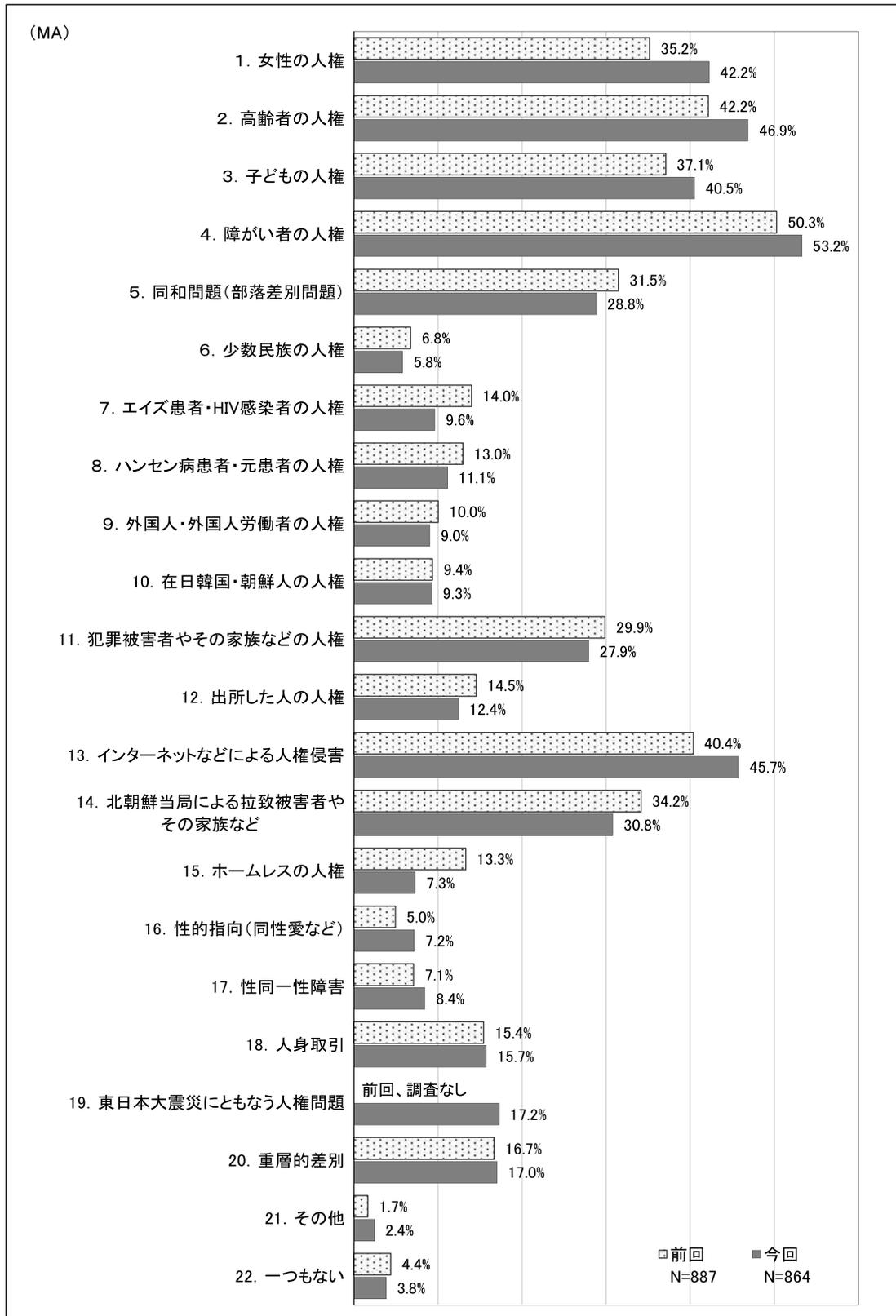


図5 国内の人権問題で、特に関心のある問題



Ⅱ．分野別人権施策の推進

1．部落問題（同和問題）

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申では、同和問題を「現代社会において、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題」と定義し、その早急な解決こそが「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。この答申を受けて、「同和対策事業特別措置法」や、「地域改善対策特別措置法」等のその後制定された法律に基づいて、同和行政が積極的に推進されました。

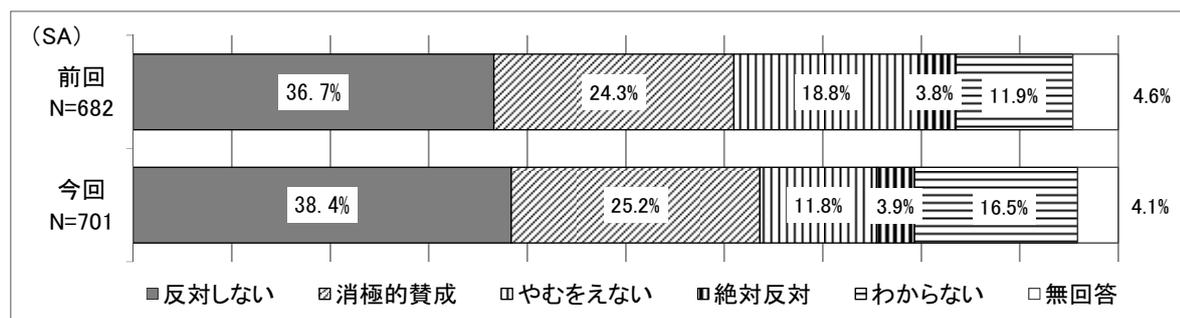
本市においても、部落問題（同和問題）は基本的人権に関わる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで各種対策事業や人権教育・啓発活動などの各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、一定の成果がみられますが、結婚問題を中心に教育問題や不安定就労の問題など、差別意識がまだまだ解消されていません。

「国東市人権意識調査」の結果では、「あなたの子ども、あるいは孫が同和地区出身の人と恋愛をし、その人と結婚したいと言ったらどうされますか」という質問に対して、2015年（平成27年）調査で「同和地区かどうか関係ない。反対しない」が38.4%、「できれば同和地区でない方が良いが反対はしない」が25.2%で、合計63.6%でした。この数値は前回の61.0%よりも若干上がっています。しかし、「反対するが本人の意思が強ければやむを得ない」11.8%、「絶対に反対する」4.1%と、反対意見も15%を超えており、同和地区出身者との結婚を忌避する考えの人が一定層存在する結果となっています。引き続き人権教育・啓発活動の中身を充実させ、市民の人権意識の高揚に努めなければなりません。

2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律で、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「情報化社会の進展に伴う状況の変化」が指摘されました。そして「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないもの」で、「解消することが重要な課題」であることから、「部落差別のない社会を実現する」ことを目的として、「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」、「相談体制の充実」、「教育・啓発の推進」、「部落差別の実態に係る調査」が定められました。今後はこの法律の下に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。このため、本基本方針における課題の名称を「部落問題（同和問題）」とし、差別の解消に向けた人権教育・啓発の取り組みを次のように推進します。

図6 子どもや孫が同和地区出身の人と恋愛をし、その人と結婚したいと言った時の対応



【推進方針】

①人権意識の普及・高揚

広く市民に対して人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、それらに関わる人材の育成を図り、人権擁護の推進に努めます。

また、啓発活動については、部落問題（同和問題）を人権問題の重要な柱としてとらえ、より効果的・積極的な取り組みを推し進めます。

②教育の充実

学校教育においては、全教育活動を通じて発達段階に応じた指導の充実を図り、部落問題（同和問題）を知的理解にとどめず、自分のこと、身近なこととして捉える学習にするために、目の前の子どもたちの実態をしっかりと捉えて取り組みを進めていきます。また、就職や進学のために、知識・技能・学力を習得させるだけでなく、差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力・判断力を養うとともに、差別に負けない、差別を乗り越えていく力を獲得させる取り組みを進めます。

社会教育においては、生涯にわたる多様な学習機会を提供し、基本的人権の尊重を基調とする学習活動の促進と部落問題（同和問題）を解決するための学習に取り組み、人権尊重が日常生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚が身につくよう取り組みを行います。

③経済生活の安定

生活相談、就労の促進・農林水産業育成、商工業の振興・支援などを通じて、関係機関と連携を取りながら推進に努めます。

④社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び指導に努め、住民一人ひとりの権利と自己実現が保障される社会づくり、社会福祉向上の増進を図ります。

また、住民参加の活動においては隣保館を有効に活用します。

⑤えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、部落差別や部落問題（同和問題）における忌避意識や偏見を利用して行われる不当な要求や行為であり、部落差別の解消を阻害している要因の一つになっています。これまで差別の解消に真摯に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、部落問題（同和問題）の解決を著しく妨害する悪質な行為です。えせ同和行為に対しては関係機関、企業・団体等と密接に連携し、啓発・排除に努めます。

⑥相談・支援・人権擁護の充実

部落差別を解消するため、国・県・民間団体との緊密な連携を図り、隣保館を中心とした相談・支援体制の充実に努めます。

⑦実態調査

部落差別の解消に関する施策の推進を図るため、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく実態調査等について、その実施を行います。

2. 女性の人権問題

【現状と課題】

世界的には、1975年（昭和50年）の国際婦人年に女性の人権の重要性が取り上げられるようになり、国においては、1985年（昭和60年）の「女子（女性）差別撤廃条約」批准後、「男女雇用機会均等法」や、男女を問わず育児・介護休業を取得できる「育児・介護休業法」等の制定をすることで個別の課題に対応するとともに、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、女性の地位向上に向けての取り組みを進め、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が定められ、働く女性はその個性と能力を充分発揮して活躍できるよう、社会全体で取り組みが進められています。

本市においても、男女が互いに人権を尊重し、ともに政治・経済・社会・文化等のあらゆる分野に参加できる積極的な取り組みをめざして、2007年（平成19年）7月に「国東市男女共同参画計画」を策定し、その後、社会情勢の変化などに対応するため、2012年（平成24年）、2017年（平成29年）に改定を行い、「第4次おおいた男女共同参画プラン」による、男女差別の解消に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会や地域の習慣・慣行の中には、いまだに伝統的・固定的な性別役割分担意識が存在し、また、男女間の賃金格差など性別に起因する差別が、依然として解消されていません。

2015年（平成27年）に行った「国東市人権意識調査」では、「女性は結婚したら夫や子どもなど家庭を中心に生活した方が良い」という設問に49.8%が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答し、「女性は仕事を持つのは良いが、家事・育児はきちんとすべきである」という設問では「賛成」「どちらかといえば賛成」が56.5%と、依然として役割分担意識が根強いことが伺えます。国東市では少子高齢化が急速に進行しており、家族形態が変化する中、男女を問わず、多様な働き方を可能とする労働環境の整備が喫緊の課題となっています。

また、重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、売春・買春（援助交際を含む）、ストーカー行為、ドメスティック・バイオレンス（DV）などは、早急な対応が必要となっています。この問題は男女の社会的地位や経済力格差、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等の改正が行われ、「男女雇用機会均等

法」、「育児・介護休業法」が改正され、マタニティ・ハラスメントの規制が追加されましたが、今後も人権尊重の視点から、女性に対する相談・支援の充実や取り組みが必要となっています。

図7 女性は結婚したら夫や子どもなど家庭を中心に生活した方が良い

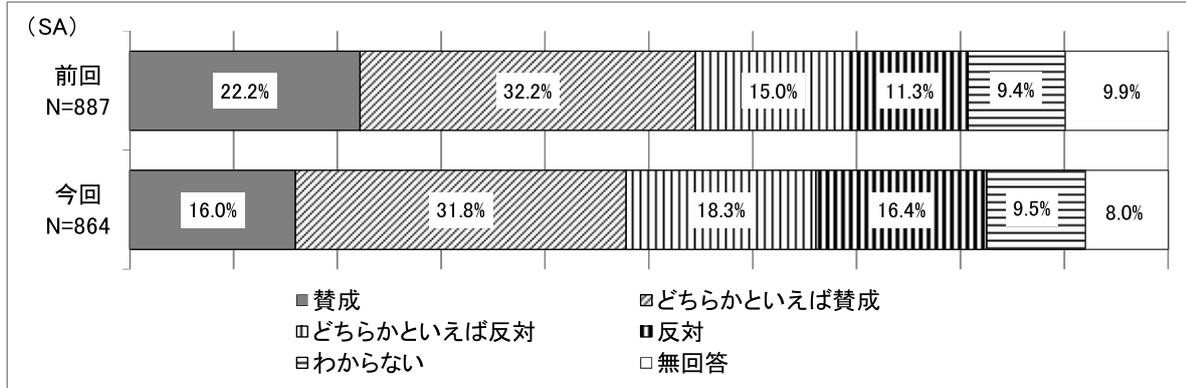
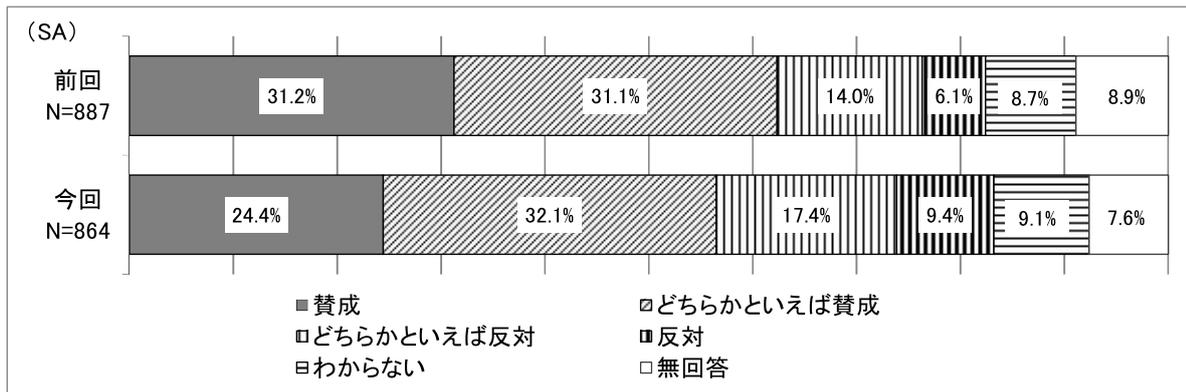


図8 女性は仕事を持つのは良いが、家事・育児はきちんとすべきである



【推進方針】

①男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり

あらゆる分野での女性参画登用を推し進めるとともに、家庭・学校・職場などの性別役割分担意識の払拭を図り、女性への人権尊重意識の醸成にむけ、あらゆる機会をとらえ推進に努めます。

②男女が共に働きやすい環境づくり

職場で、家庭の中で、男女が共に働いていける環境づくりの充実、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「女性活躍社会推進法」の推進に努めます。

③相談窓口の充実

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為、売買春、ドメスティックバイオレンス等の根絶に向け、相談体制の充実に努めます。

④学校教育

性別による固定的役割分担を是正し、子どもたち一人ひとりが自分らしさに気づ

き、性別で制限されることなく、どう生きるかを自己決定できる力を養っていきます。また、間違った性に関する情報や性暴力を許すような表現がメディアやインターネット上に溢れている実態の中で、子どもたちが自ら情報を読み解く力を育成します。

3. 子どもの人権問題

【現状と課題】

1989年（平成元年）に国連において「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国も1994年（平成6年）にこれを批准しました。「日本国憲法」「教育基本法」「児童福祉法」等の法令ならびに「児童の権利に関する条約」等の趣旨に沿って、子ども一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

また、1999年（平成11年）には「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。2004年（平成16年）には「児童福祉法」とともに一部改正が行われ、児童虐待の予防、早期発見、子どもの人権擁護にむけた積極的な取り組みが求められています。

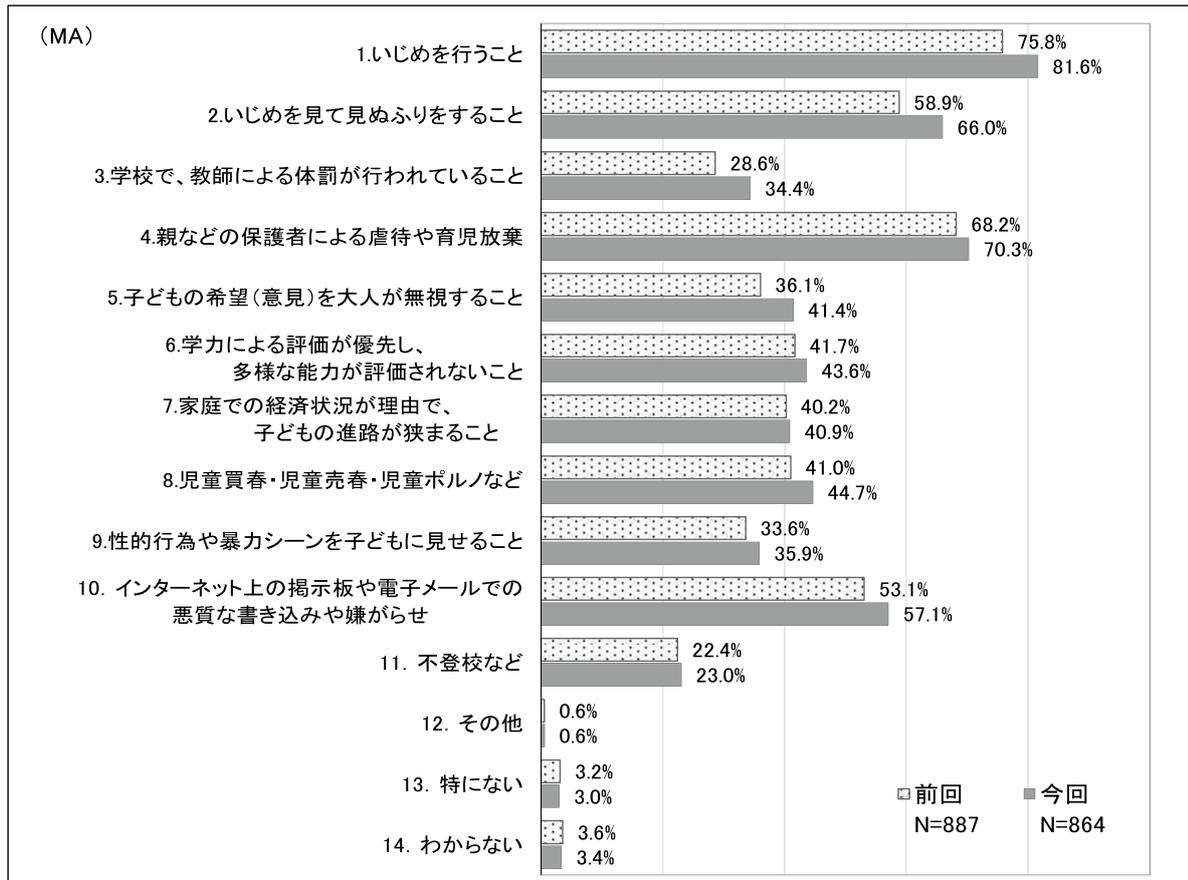
近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、いじめや不登校の問題、子どもの生命に関わる重大な育児放棄（ネグレクト）や児童虐待などが大きな社会問題となっています。これらは、少子化や核家族化が進む中で現代社会が抱える課題（大人の側の自覚・意識・倫理観の欠如）であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、相手の立場を理解しようとする人権感覚の欠如や、子育てに対する不安が要因として考えられます。子育てに悩む親をどう支えるか、早急な対策が必要です。

2003年（平成15年）「次世代育成支援対策推進法」を国が制定、また大分県においても2001年（平成13年）3月「おおいた子ども育成プラン21」が策定され、子どもの人権を尊重する意識を家庭や社会の中に醸成する施策を進めることとしました。さらに同月、「豊の国青少年プラン21」を策定し、青少年の人権尊重を目標として教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組むこととしました。

本市では、2008年に「国東市次世代育成支援行動計画（前期）」を、2010年に同後期計画を策定しました。その後、2015年に「子ども・子育て事業支援計画」を策定し、少子化の抑制・解消に向けて、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施することとしています。

本計画では、子どもが一人の人間として尊厳を保持できるように社会環境の整備に努め、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりなど、子どもの健やかな成長が保障される環境づくりをめざし、次のような取り組みを推進します。

図9 子どもに関することで、人権上問題があると思われること



【推進方針】

①福祉保健の充実

育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制やあらゆる子育て支援サービスの充実を図りながら、地域ぐるみで子どもを育てる意識をつくり、「子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり」の推進に取り組みます。

②教育の推進

子どもの人権問題の解決に向けて、「子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てる」人権教育・啓発の推進に努めます。

学校教育においては、子どもを権利行使の主体として捉え、子どもの個性と人権を尊重し、一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた指導の充実を図り、豊かな自己実現を支援する教育を推進していきます。特に、いじめや校内暴力、不登校、児童虐待等の子どもをめぐる問題については、きめ細かな支援体制や相談体制の充実を図ります。

社会教育においても、子どもの人権の重要性について認識と理解を深めるため、各種学級・講座等の学習内容の充実を努めます。特に、家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取り組みの充実を努めます。

③青少年の健全育成

青少年が主体的に望ましい社会性を獲得できるよう、社会的自立につながる活動機会の充実を努めます。

④相談・支援・権利擁護の充実

いじめ・不登校・虐待等に関する問題は、子どもの人権に関わる重大な問題です。

家庭における親子の信頼関係の回復及び、青少年やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、学校における児童生徒と教職員との信頼関係の強化を図り、学校・家庭・地域が連携し、地域で子育てをサポートするシステムの構築を推進します。

4. 高齢者の人権問題

【現状と課題】

国際社会では、1982年（昭和57年）高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。

1991年（平成3年）の国連総会では、「高齢者のための国連5原則」が採択され、翌年の国連総会において、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択され、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5つの領域における高齢者の地位について普遍的な基準を設定した「高齢者のための国連原則」が採択されました。2002年（平成14年）の第2回高齢者問題世界会議では、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」が採択され、「高齢者と開発」、「高齢に至るまでの健康と福祉の増進」、「望ましい、支援できる環境の整備」という3つの優先すべき領域で行動することになりました。

国においては、1989年（平成元年）「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略）」を、1994年（平成6年）に「新ゴールドプラン」を、1999年（平成11年）には「ゴールドプラン21」が策定され、「いつでも、どこでも介護サービス」「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」をめざした介護サービスの基盤整備と生活支援対策等が位置づけられました。2012年（平成24年）には、「高齢者社会対策大綱」が改正され、高齢者の捉え方の意識改革や、意欲と能力の活用、長寿命化への対応などが示されました。

2015年（平成27年）の国勢調査では、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は26.7%となっています。今後も高齢化は急速に進展し、2025年には高齢化率が33.4%、2060年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。国東市では、2017年の高齢化率は40.6%（9月末現在）であり、推計では2025年には43.5%に達する見込みです。

高齢化の進展とともに、認知症に対する理解や対応・対策の重要性が高まっています。2015年（平成27年）の国の推計では、2025年には認知症の人は700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人に上昇する見込みとなっています。認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族に対して地域社会全体で寄り添いながら、認知症の人がよりよく、可能な限り自己実現できるような環境を整備することが必要です。

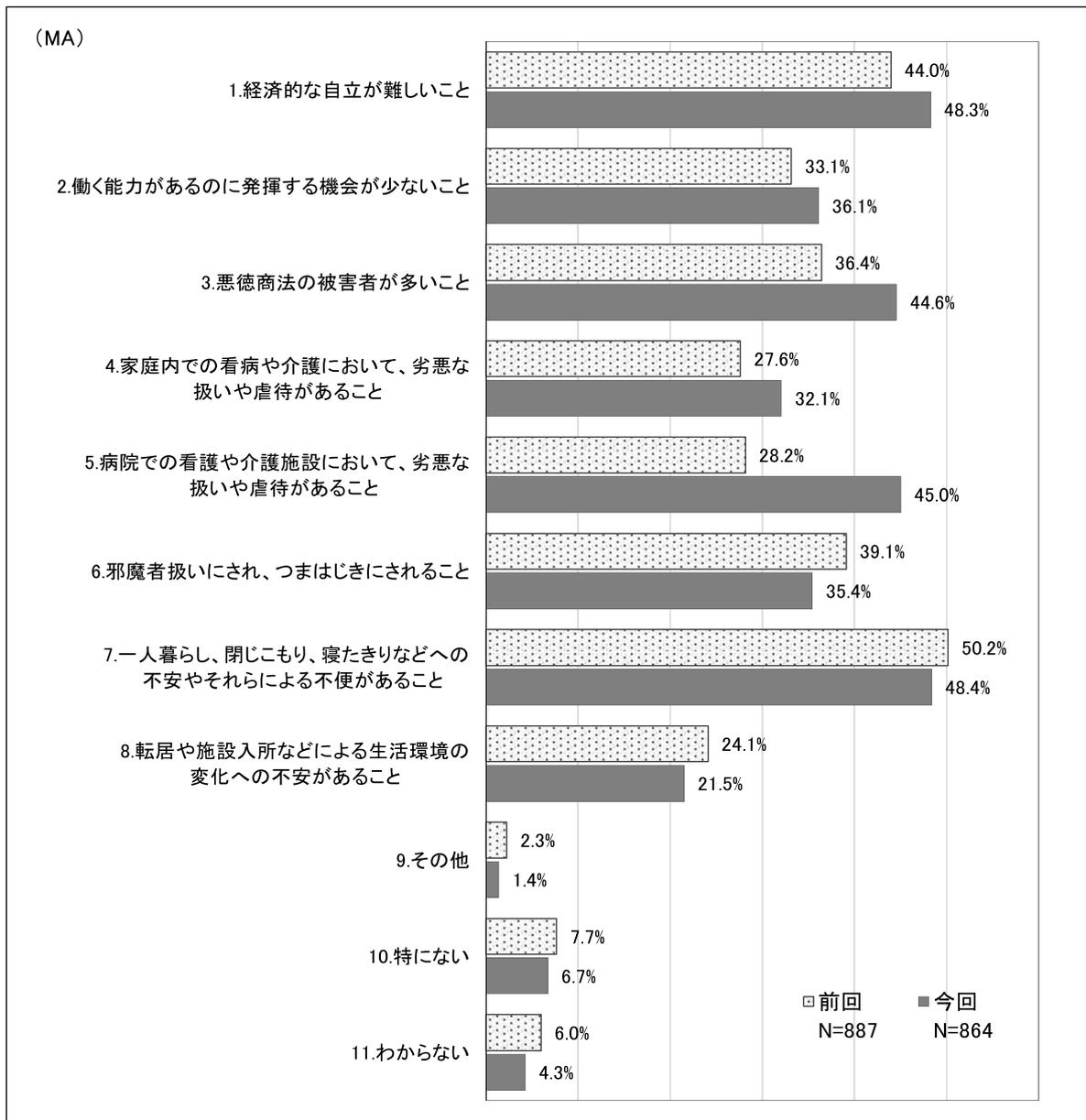
本市においても、2018年（平成30年）3月に「第7期介護保険事業計画及び

高齢者福祉計画」を策定し、高齢者の保健福祉を支える社会基盤の確立を福祉の基本に揚げ、事業の推進を図っています。

近年では、高齢者を対象とした悪徳商法・振り込め詐欺等の犯罪も多発しています。

また、高齢化、核家族化などに伴い、「介護疲れ」や「経済的虐待」、「身体的暴力による虐待」、「介護放棄（ネグレクト）」、「孤独死」など、高齢者の人権に関する問題も増加の一途をたどっています。高齢者が、心身ともに健康で生きがいを持って豊かな生活を送るためには、高齢者と若者との間においても、互いに助け合い、思いやる「互助の精神」をもつことが大切です。高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざして、次のような取り組みを推進します。

図10 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



【推進方針】

①社会参加と生きがいつくりの推進

高齢者が生き生きとして、はりのある生活を送るためには生きがいをもつことが非常に大切です。生きがいを持ち、積極的に社会参加ができるように学習活動や老人クラブへの支援などを行っていますが、高齢者が増加し、ライフスタイルや価値観が多様化する中、今後より一層、支援体制の強化・充実に努めます。

また、これまでに培ってきた豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者の社会参加は、若い世代への生活文化の伝承や育児・介護支援などへの貢献とともに、薄れがちな地域のつながりを取り戻すことも期待されます。

高齢者の社会参加を促進するために、あらゆる機会を通じて地域活動への参加を促すとともに、日常生活を支援できるシステムづくりなど、明るく住み良い地域社会づくりを行うための魅力ある地域活動の機会の提供に努め、超高齢社会のリーダーとなるべく、地域の指導者の育成を行うなど組織の拡充と活動の促進を支援します。

健康で生きがいをもち、明るく活力ある高齢社会をつくるには、各世代、各層の調和の取れた協力と努力が必要です。そのために、高齢者とのふれあいなど、世代間交流を通じて福祉教育を推進し、福祉への理解と関心を高める取り組みをさらに進めます。

②生涯学習の充実

高齢者が生きがいや健康づくり、趣味や教養などの学習活動・社会奉仕などの活動を気軽に、また積極的に参加できるよう高齢者のニーズや経験に応じた講座等の提供と支援体制の確立に、関係機関と連携して努めます。

③高齢者にやさしいまちづくり

安全で快適な生活環境づくりのため、高齢者に配慮した住宅、道路、公園などの整備や安全対策を進め、高齢者の健康づくりの事業や介護予防事業を積極的に推進します。

④保健・医療・福祉サービスの充実

介護保険サービスや各種保健福祉サービス等の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く、健康で楽しい日常生活を継続することができるよう、支援体制を整えることに努めます。

⑤学校教育

教育活動の中に、高齢者との交流の場を位置づけ、互いの思いを受け止め合い、理解を深め、「ともに支え合って生きていく」ことを共通に認識していくことを大切にします。また、高齢者に関する学習を通して、自分たちも必ず高齢者になるとの認識をもち、高齢者の抱える問題を主体的に考えていく子どもを育成します。

5. 障がい者の人権問題

【現状と課題】

障がいを持つ人々の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がい者施策の基本です。

1981年（昭和56年）の国際障害者年、その後の「国際障害者の10年」（1983～1992年）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）を経て、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が制定されて以降、国や県においても各計画の策定や、それに基づく各種事業が実施されてきました。

こうした中、2006年（平成18年）12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、2012年（平成24年）に「障害者総合支援法」を制定、翌2013年（平成25年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、及び「障害者雇用促進法」の改正等、条約批准に向けた国内法の整備を行い、2014年（平成26年）1月に「障害者権利条約」を批准しました。

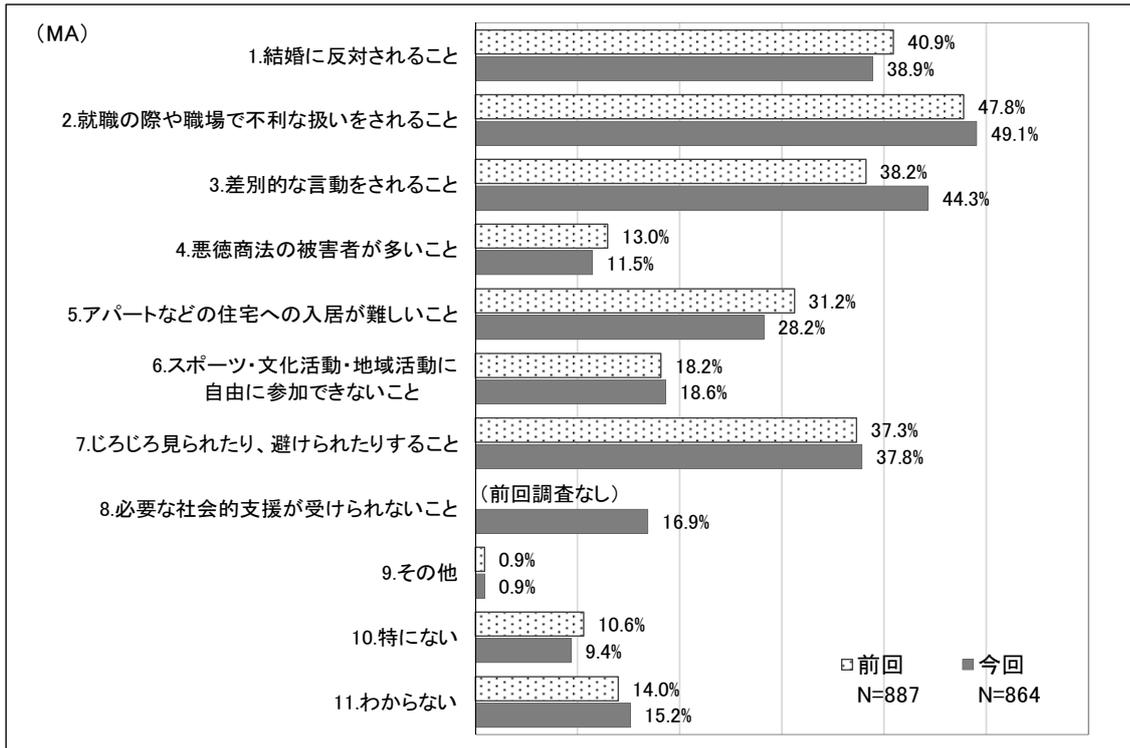
この条約の理念に基づき、他者との平等を基礎として障がい者の権利を確保するために、障がい者の概念をこれまでの「医学モデル」から「社会モデル」へと、障がい者問題に対する理解の転換を広く周知し、「合理的配慮」^{※3}を促進し、その権利の実現を阻む「社会的障壁」を除去するとともに、ノーマライゼーション^{※4}の理念の下、障がい者が自らの能力を発揮し、自己実現できる施策を一層推進することが必要です。

さらに、2003年（平成15年）措置制度が「ノーマライゼーションの実現を目標にした支援費制度」に移行し、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法」が施行されるなど、障がい者を取りまく社会環境が大きく変わってきています。

また近年、ノーマライゼーションだけでは長年培われた障がい者に対する差別意識や偏見を除去することは難しいとされ、「社会的偏見」から生まれる「社会的排除」に対応するため、インクルーシブ教育などの、ソーシャル・インクルージョン^{※5}の概念が重要視されています。障がいの有無に関わらず、健常者と一緒に学校生活や社会生活を送ることで、障がいに対する偏見を無くし、同じ社会の構成員としてお互いに支え合う社会づくりを行うことが大切です。

障がいや障がい者に対する偏見や差別（心のバリア）には依然として根強い実態がありますが、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指すノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念を定着させ、共生社会を実現する取り組みを推進します。

図 1 1 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



【推進方針】

①障がい者の人権の正しい理解と認識の促進

障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、支えあいながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育、啓発を推進します。

「医学モデル」から「社会モデル」へ、障がい者問題理解の転換を広く啓発し、障がい者に対する偏見や差別を解消し、支え合い、共に生きる社会を実現するため、さまざまな機会を利用した教育・啓発を行います。

学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じて、合理的配慮の観点に沿った指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校や地域で障がいのある人との交流等を通して、障がいについての理解や障がいのある人の思いや願いに触れるよう努め、差別や偏見は、障がいのない人にとっての問題であるという認識を深める指導の充実に努めます。

また、社会教育においては、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深めるため、関係団体等における福祉・人権教育の推進を図ります。

②障がい者の主体性と権利の擁護

「障害にもとづく差別には、合理的配慮の否定を含む」との障害者権利条約の定義を踏まえ、日常生活における福祉サービス利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう障がい者サービスの利用者としての権利を守るために、「成年後見制度」等の利用促進を図るとともに関係機関と連携して広報・普及活動に努めます。

また、不当な差別や人権侵害の起こることのないよう、相談体制の充実に努めます。

ともに、相談員や関係職員等に対する研修の充実、市民に対する障がいや障がい者への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

③障がい者の社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念である障がい者の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会を利用して啓発活動の推進に努めます。

障がい者自身の自立意識の向上を図り、安心して自立した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の促進に向けた啓発の推進に努めます。

学校教育においては、障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援（特別支援教育支援員の配置等）を行っていきます。

6. 外国人の人権問題

【現状と課題】

情報技術の発達・発展により、グローバル化の流れは急速に進展しています。世界規模での交流が可能となり、世界の出来事が私たちの日常にも大きな関心と影響を与えるようになりました。県内・市内においても外国人と接する機会は増加しています。

しかしながら近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ^{※6}が社会問題化しています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心して生活できる成熟した社会の実現を目指すうえで、こうした言動は非常に悪影響を与えます。このようなことから、国は2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定し、各地域でこの法律をもとに不当な差別的言動の解消に向けた取り組みが行われるようになってきています。

今後、グローバル化に対応できるまちづくりを推進するためには、多彩な文化を持つ外国籍市民が安心して、快適に暮らせる生活環境の整備が必要であり、このことが、すべての市民がお互いを知り、互いに学びあいながら個々の能力を遺憾なく発揮し、快適で活力あふれる、人権のまちづくりにつながると考えられます。

しかし、現実には外国人に対する就職差別や居住の制限等、さまざまな人権問題が発生しています。このような中で、人権のまちづくりを推進するためには、まず、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

国籍に関わらず、全ての市民が積極的に地域社会へ参加し、学びあい、助け合うことのできる活力ある地域づくりをめざして、次のような取り組みを推進します。

図 1 2 外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われること

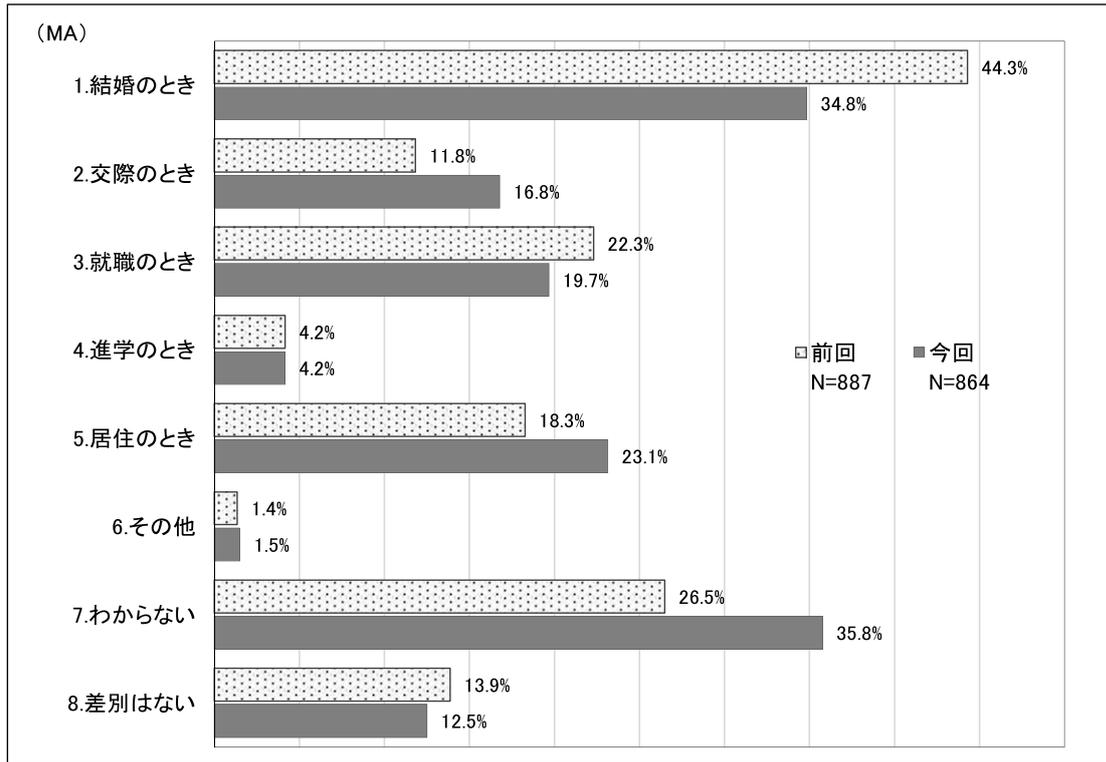
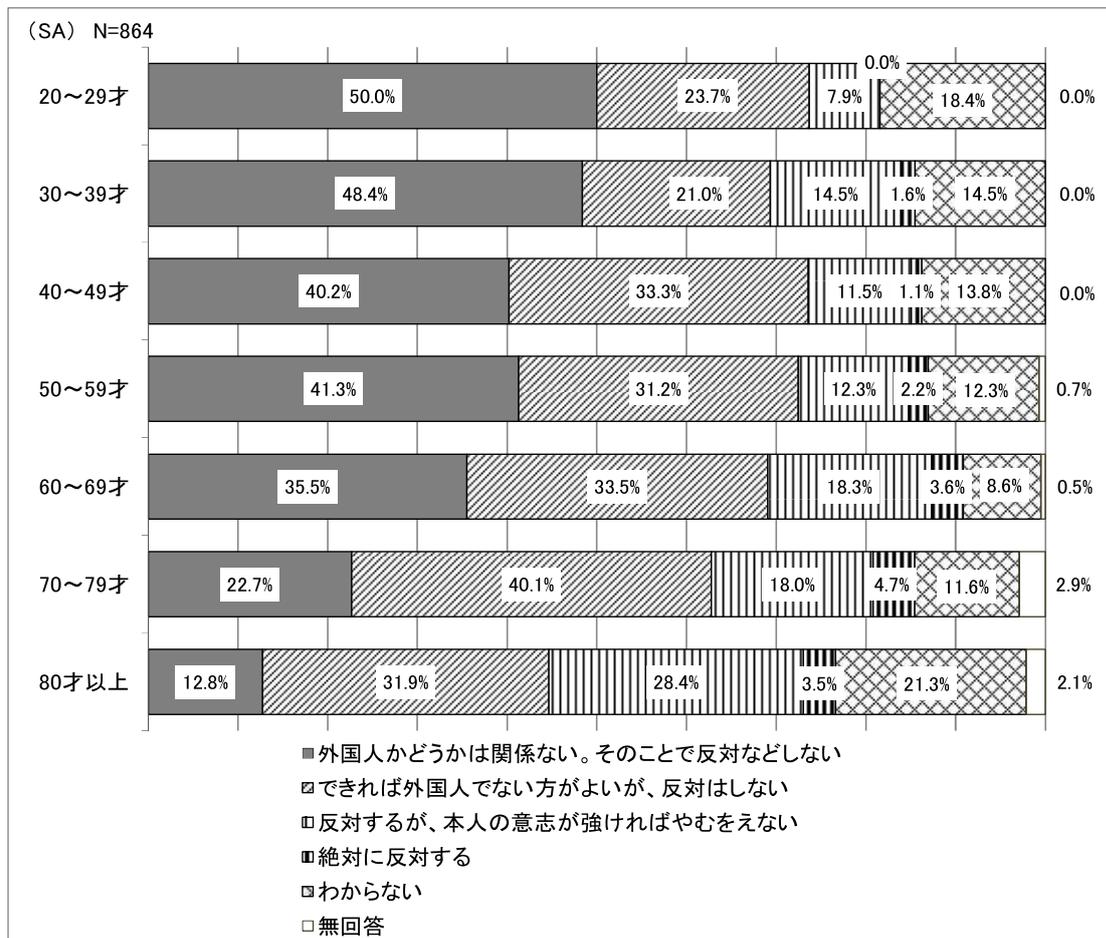


図 1 3 あなたの子どもや孫が外国人と恋愛し、結婚したいと言ったときの対応 (年代別)



【推進方針】

①外国人理解のための教育・啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識し、人権意識を育成することをめざした教育・啓発に努めます。

学校教育では、地域や児童生徒の実態に応じて、各国の歴史や文化・習慣についての理解を深める学習を取り入れ、外国人のもつ文化や生活習慣等の多様性を尊重する態度を育成し、共生社会の実現に向けた教育の充実を図ります。

また、社会教育の場においても、さまざまな機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・充実を図ります。

②外国籍市民が住みよいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を広げ、外国籍市民が安心して快適に生活できるような生活環境の充実や情報提供に努めます。

③国際交流の推進

「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や各種交流の充実を図ります。

7. 医療をめぐる人権問題

【現状と課題】

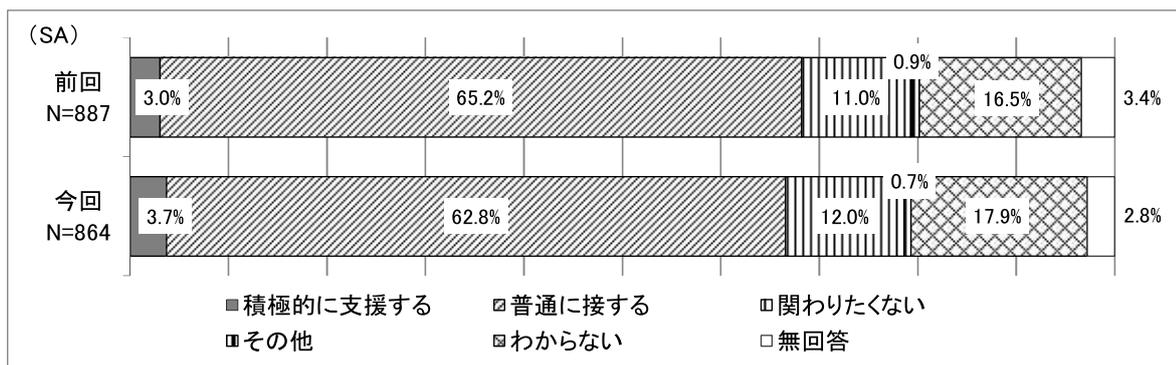
一人ひとりの市民が、患者の立場になったとき、一人の人間として尊厳が守られなければなりません。そして、平等で最善の医療を受ける権利、病状について知る権利、プライバシーが保護される権利があります。

感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応しなければなりません。しかし、感染症に対する知識がある程度普及した今も、誤った認識が存在し、偏見や差別を生み出しています。

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病などに対する差別意識を解消するために、基本的人権尊重の観点から、市民への正しい知識の普及啓発に努める人権教育・啓発の推進とともに、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。また、臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題や身体拘束（抑制）の問題など、患者の人権を尊重する医療を進めることが必要です。

偏見や差別意識を解消し、正しい知識等を普及して、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、次のような取り組みを推進します。

図14 身近にHIVに感染した人やエイズ患者またはハンセン病の方等がいた場合の接し方



【推進方針】

①医療に対する正しい知識・認識の推進

疾患に対する正しい知識・認識の普及、学校・地域・家庭が一体となった医療をめぐる人権教育・啓発の推進に努めます。

また、診療の目的や内容等について、患者に対して説明し、理解した上で治療方針に合意する「インフォームド・コンセント^{※7}」を促進し、患者本位の医療の推進を図ります。

学校教育では、病気に対する正しい理解と認識を深め、患者に対する差別や偏見をなくすため、教科や特別活動等を中心として、健康教育の充実を図ります。

②医療に対する人権教育・啓発の推進

HIV感染者やエイズ及びハンセン病については、さまざまな保健活動を通じて、チラシの配布、正しい知識の普及を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、予防に関する知識や情報の提供に努めます。

患者や元患者に対する偏見と差別が一日も早く解消されるとともに、回復者の方々の名誉回復を図り、社会復帰を推進することが重要です。また、正しい認識の普及啓発に努め、市民に対する啓発活動を推進します。

8. さまざまな人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別のほかにも、多くの人権をめぐる問題がさまざまな形で社会に存在しています。

①プライバシー保護

情報処理技術等の急速な発展に伴い、個人情報や大量に収集・蓄積・利用することが可能になりましたが、脆弱な管理体制やコンピューターウイルス等の媒介による個人情報の流出や意図的な流布、また、インターネットの掲示板やブログ等で特定の個人や団体等への差別扇動的な攻撃等、重大な人権侵害が発生しています。

2005年(平成17年)に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、その後2015年(平成27年)には「要配慮個人情報」の規定を盛り込んだ「改正個人情報保護法」が公布されました。

情報化社会の進展に伴い、コンピューター・ネットワークを利用した大量の個人情報処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。人権侵害の未然防止や、そのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まることが考えられます。個人情報保護に関しての意識の向上を図り、互いのプライバシーが尊重されるよう積極的な啓発に努めます。

② ネット社会の人権侵害

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報の取得・発信の容易さを悪用した人権に関わるさまざまな問題が起きています。情報化の進展に伴う利便性の向上の恩恵を享受するため、インターネットの利用については、利用者のモラル向上を図る啓発に努めます。

特に、スマートフォンやタブレット等の情報端末の普及や、ソーシャル・ネットワークサービス（SNS）^{※8}等の急速な発達・普及により、インターネットは子どもから大人まで、ほぼ全ての世代で身近なものになっています。このような中、インターネットを悪用した差別的書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、プライバシーを無視した特定の個人情報の無断掲載や公開など、人権の侵害につながる行為が増加しており、対応のあり方が問題になっています。

そのため、インターネットの利用に関しては、情報モラルの向上と、大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進します。

学校教育においては、インターネットを利用したさまざまな学習機会を捉え、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性についての学習を深めていきます。特に、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせる教育を推進していきます。

③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、精神的、経済的被害のみならず、周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道などによる二次的被害が生じています。2005年（平成17年）には犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体及びその他の関係機関や民間団体等が連携して、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。

また、2017年度（平成29年度）にはインターネットを通じた誹謗中傷などの二次的被害への対策を明記した「犯罪被害者等支援条例」が、県及び国東市などで成立し、2018年（平成30年）4月1日から施行されました。これらの条例により、犯罪被害者やその家族、遺族の生活再建への行政の協力や、誰もが安心して暮らせる社会づくりの推進が期待されています。

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されないように、プライバシーの保護など犯罪被害者への理解を深めるための人権教育・啓発に努めます。

④性的少数者の人権問題

性別は男性と女性の2つであるとし、異性を恋愛や性愛の対象とすることが当たり前という固定観念が、それ以外の性のあり方への理解を妨げています。

性同一性障がいとは、自分の性をどう捉えるかという性自認において、生物学的な性と心理的な性が一致していないため、社会生活に影響がある状態です。2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別変更が制度化されました。この法律は2008年（平成20年）に改正され、性別変更要件が緩和されましたが、既婚者の場合は離婚が必要なことや性別適合手術が必要なことなどが課題となっています。

また、性分化疾患は、性器や生殖器、染色体やホルモンなどを含む性別特徴が一致していないために、違和感や不快感を持つさまざまな症状や状態を指す医学用語ですが、このような人達も無理解から来る偏見に苦しめられています。

性的指向については、恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者、全性愛者、無性愛者などの人々は周囲の心無い好機の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱えています。

一部の地方自治体や企業では、同性間のパートナーシップ条例や制度を導入し、この問題の理解促進に努めていますが、国は同性間の婚姻を認めていないため、通常の社会保障が受けられないことなどが問題となっています。

性の多様性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが、お互いを認め合いながら自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指すための、人権教育・啓発の推進に努めます。

⑤人種差別・民族差別

我が国は、1995年に国連の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、人種差別撤廃条約）を批准しましたが、その後在日外国人等に対するヘイトスピーチの深刻化が社会問題となり、2016年6月にいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律は、国内に適法に居住する国外の国若しくは地域出身の人及びその子孫に対するヘイトスピーチの解消について法律化しているものであり、人種差別全体を包括したものではありません。ただし、法律の附帯決議には「『本邦外出身者に対する差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りである」とあり、この法律の趣旨や日本国憲法及び人種差別撤廃条約の精神に沿って適切に対応することとされています。このため、部落差別や民族差別、障がい者や性的少数者に対するものなど、全てのヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発の推進に努めます。

⑥その他の人権問題

以上の問題の他にも、国内では自死遺族の人権問題、人身取引（トラフィッキング）、アイヌの人々などの先住民族に関する人権問題、職業に関する差別意識、ホームレスに対するいやがらせや集団暴行、拉致問題などに加えて、女性や子どもの貧

困問題や東日本大震災に起因する人権問題、見た目問題^{*9}など、新たな問題も発生しています。

本市では、人権問題の現状を的確に捉えながら、さまざまな人権問題に関する差別意識の解消と人権の擁護を図るため、総合的な人権教育・啓発の推進を図ります。

Ⅲ 計画の推進方策

1. 計画推進について

国東市の基本計画の目的と基本理念、人権問題の現状と課題を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための教育・啓発を推進する施策の方向性を以下に示します。

あらゆる場において、「共生社会の実現」、「人権という普遍的文化の構築」による、人権が尊重される社会を実現するために、市民一人ひとりが家庭・地域・学校・職場などあらゆる場や機会において、人権教育を生涯学習の一環と位置付け、積極的に学習に取り組めるよう推進します。

(1) 就学前教育・学校教育

認定子ども園、保育所（園）や幼稚園などの教育・保育施設や学校においては、教職員が一体となって取り組む推進体制を整備し、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通し、幼児の主体的な活動を保障するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付くことや、生命を尊重する心等の基礎を養っていくことに努めます。

学校教育では、児童生徒が発達段階に応じて人権の意義や内容を理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」（自尊感情）を身につけ、さまざまな場所や状況下で、人権を尊重し、差別を許さない実践力・行動力を持った児童生徒の育成に努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、一人ひとりが互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中にある、人権・同和問題に関わる課題に気づき、理解し、解決しようとする意欲と行動力につながる人権意識の醸成が求められます。

インターネットを悪用した人権問題をはじめ多くの人権問題が存在している現在、豊かな人権感覚を育成する教育や人権意識の基礎を培う教育の推進が求められています。

そこで、社会教育施設や各種団体などさまざまな学習の場の人権尊重の視点を取り入れ、地域課題や学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努め、

参加体験型学習の導入や視聴覚機器の活用により学習者の意欲を高めるとともに、今後とも学習方法の工夫改善に努めます。

また、人権・同和問題の解決に向けて、住民が相互に連携できる地域づくりを進め、地域における人権教育を効果的に推進して行くために資質と指導力のある市民を育成し、地域においてさまざまな人々が相互理解と地域社会への参加を促進するため、人権啓発事業を実施します。

(3) 家庭・地域

人権に関わる感性は、日々の暮らしの中で形成されるものであり、生活の拠点である家庭や地域の人権意識を高めることが極めて重要です。

人権社会を築くためには、まず大人自身が部落問題（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題についての学習を深め、差別を見抜き差別に立ち向かう行動力・実践力を養うことが大切です。

そのためには、公民館講座や家庭教育学級、PTA、学校、行政区等と連携をとり、人権学習を講座等に取り入れていただくとともに、国東市人権・同和教育啓発推進協議会内の各町づくり部会を通じて、行政区単位で人権学習会の開催に取り組み、人権に関わる正しい知識の伝達と人権意識高揚に努めます。

(4) 企 業

企業は、事業活動を通じて利益を得るだけでなく、地域社会に対して雇用の創出や税収という効果をもたらし、地域の豊かな社会づくりに貢献するという側面を担っています。

しかし、一方で不祥事が起これば企業自身の信用を落とすだけでなく、人々の生活や安心安全、経済社会秩序に対して悪影響を及ぼすことがあります。

近年、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあります。これは企業の活動において、社会的公正や人権・環境への配慮を組み込み、ステークホルダー^{*10}（消費者、投資家、取引先、地域社会、従業員などの利害関係者）に対して、責任ある行動や説明責任を果たしていくことを求めるという考え方です。

CSRは、企業だけでなくステークホルダーにおいても重視されるようになってきました。無責任な行動を取る企業は批判され、経営の根幹に関わる大事に至る場合もあります。このため、企業には「各種ハラスメントの防止」、「障がい者の法定雇用率の達成」、「公正な採用選考の実施」など、事業活動の中に常に人権への配慮を組み込むことが求められています。

そのため、県とも連携を図りながら、各企業団体等を通じて、部落問題（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに、公正採用選考を推進するため、人権啓発の充実に努めます。

(5) 特定職業従事者に対する人権教育

行政職員や医療・福祉関係者、教職員など人権に関わりの深い職業従事者に

対する人権教育の充実に努めます。

市職員に対しては、階層別人権研修を実施するとともに、各種講座や研修会に積極的に参加し人権意識の涵養に努めます。また、各職場に人権担当者を配置し、人権に配慮した業務の遂行に努めます。

教職員等に対しては、就学前教育・学校教育において子どもたちの人権意識を育むために、保育所等職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権・同和教育を推進するための指導力の向上を図ります。そのため、保育所等職員、学校教職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れるとともに、情報交換の場を確保するなど、工夫改善に努めます。

医療・福祉関係者に対しては、プライバシーを守る等高い人権感覚が求められます。市民から信頼されるよう関係機関と連携し、人権意識の普及・高揚を図られるように人権教育・啓発の充実に努めます。

2. 推進体制など

(1) 人権施策推進本部

人権教育・啓発の総合的かつ効果的推進を図るために、「国東市人権施策推進本部」を設置し、国東市における人権施策を全庁体制で総合的に推進します。

また、推進にあたっては、関係団体等（NPO含む）と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけ、市民にも幅広く意見を求め、計画推進に反映します。

(2) 審議会への諮問

国東市の人権施策の基本計画策定や差別事象の対応にあたっては、「国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会」に意見を求めます。

(3) 実施計画の策定

計画を具体的に進めるため、実施計画を策定し、3年毎の見直しを行います。

(4) 進行管理

国東市人権施策推進本部の取り組みについて、単年度ごとの進行管理を行います。

(5) 人権尊重の社会づくり

市民が人権尊重の社会づくりに取り組むため、条例の制定等を検討します。

(6) 相談・支援体制の充実

人権施策を推進していく上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制が重要となっています。「人権救済制度の在り方について」の人権擁護推進審議会の答申においても「相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を

防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振分け機能を持っている」と、その重要性が指摘されています。

人権侵害を受けた被害者は、最終的な紛争解決手段としての裁判制度のほか、児童虐待、労働問題など個別の分野における裁判制度を補完する特別な制度により取り組まれてきました。

人権に関する相談・支援は、国においては法務局の人権擁護委員により行われ、県では個別課題ごとに相談機関を設置して実施しています。

本市の人権相談・支援体制については、国東市人権・同和対策課及び国東市隣保館で、人権に関する相談窓口を設置しているほか、人権擁護委員による特別相談を行っています。人権問題が複雑・多様化する中で、今後は相談内容も広範囲化や複雑化が予想されます。このため、相談・支援体制の一層の充実が求められています。

国（法務局等）、県及び人権擁護委員協議会やその他関係団体とのさらなる連携・協力体制の整備や、職員の資質向上のための研修などを行い、人権・同和問題の解決に向けた相談・支援・救済体制の充実に努めます。

IV 関係団体との連携と市民との協働

1. 国や県との連携を強化し、教育・啓発や人権尊重の社会づくりのための施策を推進します。
2. 企業や関係団体へ教育・啓発の取り組みを要請し、人権文化の構築を進めます。
3. 市民やNPO・当事者団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。

V 計画の推進期間と見直し

1. 国や県の計画を踏まえて、10年間の長期的な計画とします。
2. 必要に応じて意識調査や実態調査を実施し、適宜見直しを行います。

用語解説

1	フェーズ	段階や曲面を意味する英語 Phase から来ており、プロジェクトの進捗状況のように、単位に表せない、変化の過程にあるものに対して用いられる。
2	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかったような障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題とされている。
3	合理的配慮	「障害者差別解消法」では、合理的配慮の提供をしないことは差別行為と規定されており、その義務付けの対象は行政及び事業者（事業者は努力義務）となっている。合理的配慮は障がいの無い人（他者）との平等を基礎として行われるものであり、他者と同等の能力を発揮できるようにするためのあらゆる配慮を指す。ただし、そのために過重な負担がかかる場合は障がい者本人やその支援者達と相談し、合意を形成したうえで出来る範囲の配慮を行うことができる。
4	ノーマライゼーション	障がいのある人が皆と同じように生きるのではなく、社会の中でその人らしい人生を送り、自分の生活条件をできるだけノーマルにすること。社会から排除されている障がい者を対象とした概念。
5	ソーシャル・インクルージョン	社会的包摂。何らかの理由で社会から排除された人々を社会主流に包み込むという概念。障がい者に限らず、社会から排除されている、または排除される可能性のある全ての人を対象としている。
6	ヘイトスピーチ	歴史的、構造的に差別されてきた人種、民族、社会的出身、国籍、性別、性的指向、障がいなどにおけるマイノリティの集団・個人に対する、その属性を理由とする差別表現。なかでも憎悪的な差別を扇動する表現で、あらゆるマイノリティに対する、言動による暴力、攻撃、迫害、排斥を指す。差別の一形態であり、言動による差別。また、このヘイトスピーチに物理的暴力が伴うものを「ヘイトクライム」と呼ぶ。

用語解説

7	インフォームド・コンセント	患者や家族が病状や治療について十分理解し、医療関係者も患者や家族の意向や、さまざまな説明内容をどう受け止めたか、どのような医療行為を選択するかなど、患者・家族、医療関係者などがお互いに情報を共有し合意すること。
8	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)	人と人との社会的な繋がりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーション手段や場の提供、趣味や嗜好、居住地域、出身校、友人の友人などの共通点や繋がりを通して新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトやスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。著名な物に「フェイスブック」、「ツイッター」、「インスタグラム」、「ミクシィ」などがあるが、近年では様々な Web サイトやネットサービス、スマートフォンアプリにその機能が盛り込まれる事例が増えており、明確に区別することが難しく、「ライン」などのサービスも SNS の一種に含める場合もある。
9	見た目問題	<p>顔や身体に、先天的や後天的な見た目（外見）の症状を持つ当事者が、その見た目故に被る差別的な問題の総称。NPO 法人マイフェイス・スタイルにより、2008 年頃から提唱されている。当事者の見た目を理由とした偏見や差別、いじめや、当事者自身の見た目へのコンプレックスから起こる対人関係の悩みや引きこもり、孤立などがある。</p> <p>また、症状によっては身体機能に大きな支障はなく、日常生活に困らない場合や治療の緊急性がないことも多く、身体障がいには該当せず、公的支援の対象とならない事例が多い。</p>
10	ステーク・ホルダー	企業や病院、学校、団体、政府や地方自治体など、あらゆる組織が関わる利害関係者。具体的には消費者（顧客）、住民、従業員、株主、取引先、地域社会、行政機関など。

参 考 法 令

参考法令目次

日本国憲法（抜粋）	1
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	4
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	6
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	13
部落差別の解消の推進に関する法律	16
大分県人権尊重社会づくり推進条例	17
障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	20
大分県犯罪被害者等支援条例	28
国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例	32
国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会規則	32
国東市男女共同参画推進条例	34
国東市犯罪被害者等支援条例	38
国東市人権施策推進本部設置要綱	41

日本国憲法（抜粋）

（前段省略）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

（後段省略）

第一章 天皇（第1条～第8条）

第二章 戦争の放棄（第9条）

第三章 国民の権利及び義務（第10条～第40条）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

- 第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条** 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。
- 第30条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。
- 第31条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。
- 第33条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官

憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われぬ。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われぬ。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会 (第41条～第64条)

第五章 内閣 (第65条～第75条)

第六章 司法 (第76条～第82条)

第七章 財政 (第83条～第91条)

第八章 地方自治 (第92条～第95条)

第九章 改正 (第96条)

第十章 最高法規（第97条～第99条）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 省略

第十一章 補則（第100条～第103条）

日本国憲法 昭和21年11月3日 憲法

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政

治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日 法律第65号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解

消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要

としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関

する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによる。

第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 16 条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第 1 項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第 2 項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合

において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑 則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰 則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行

前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日 法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案 に対する附帯決議（衆議院）

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案 に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日 法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

大分県人権尊重社会づくり推進条例

平成 20 年 12 月 19 日 大分県条例第 49 号

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。

しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で

豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協働)

第6条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第2章 人権尊重施策の実施

(人権尊重施策基本方針)

第7条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重

施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針
 - 二 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
 - 三 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針
 - 四 前三号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

（差別をなくす運動月間及び人権週間）

第8条 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

- 2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。
- 4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

（顕彰）

第9条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

- 2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

（事業者を支援する施策）

第10条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

（調査研究）

第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

（年次報告等）

第12条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

（大分県人権尊重社会づくり推進審議会）

第13条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。

- 二 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の

基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為（社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。）をいう。
- (4) 合理的配慮障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。）があつた場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(基本原則)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。
- (2) 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。
- (4) 全て障がいのある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。
- (6) 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解

消することは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、第3条に規定する基本原則にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第6条 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の禁止

(障がいを理由とする差別の禁止)

第8条 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。

(福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第9条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第10条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第11条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障がいのある人が車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)

第14条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)

第15条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によ

ることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい
を理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、
その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領
する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がい
のある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由が
ある場合を除き、障がいを理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、
又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第16条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、
その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよ
うにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第3章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消 を図るための施策

(特定相談)

第17条 何人も、障がいを理由とする差別があったときは、県に対して、当該障
がいを理由とする差別に係る事案（以下「対象事案」という。）についての相談（以
下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (2) 対象事案の関係者（以下「関係当事者」という。）間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第18条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を
解消するための取組を適正かつ確実に行わせるため、障がいを理由とする差別の
解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を
専門相談員として任命することができる。

- 2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
い。
- 3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がい
のある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第2項各
号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は
一部を委託することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用す
る。

(連携及び協力)

第19条 専門相談員及び前条第四項の規定による委託を受けた者は、身体障害者

福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 障がいのある人は、第17条第二項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、大分県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に対し、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。

(1) あっせんの必要がないと認められるとき。

(2) 対象事案の性質上あっせんを行うことが適当でないとして認められるとき。

3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

5 協議会は、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

6 協議会は、あっせんを行った場合はその結果を、あっせんを行わないこととした場合はその旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第22条 協議会は、あっせんの申立てがあった対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あっせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置

を講ずべきことを勧告するものとする。

(公表)

第23条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第24条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑 則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大分県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

2 大分県障害者施策推進協議会条例（昭和48年大分県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和45年法律第84号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第10条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部会)

第9条 協議会は、あっせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者5人をもってあっせんを行う。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あっせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもって行うものとする。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の議決とすることができる。

7 第7条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。
この場合において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 臨時委員は、あっせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1号に規定するあっせん（以下「あっせん」という。）を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

第3条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者（事業者団体を含む。）を代表する者のうちから、知事が任命する。

第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務の特例）

第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成28年大分県条例第15号）第21条第2項の規定によりあっせんを行うこと。

(2) 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

大分県犯罪被害者等支援条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協

力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村の役割等)

第8条 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(連携体制の整備)

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第15条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第16条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第18条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成9年大分県条例第27号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第19条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大分県犯罪被害者等支援推進指針は、第10条第1項の規定により定められた犯罪被害者等の支援に関する指針とみなす。

国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 18 年 3 月 31 日 条例第 146 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民 1 人ひとりとは、自己啓発に努め、互いに基本的人権を尊重しあうとともに、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(施策等の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別をなくし、人権を擁護するため、総合的な計画を策定し、教育及び啓発活動に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市は、施策及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(審議会)

第 6 条 市は、あらゆる差別をなくし、人権擁護に必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を審議するため、国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会を置く。

2 前項の審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会規則

平成 18 年 3 月 31 日 規則第 125 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例（平成 18 年国東市条例第 146 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃及び人権擁護に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有するもの
- (2) 関係機関・団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(平24規則25・一部改正)

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

国東市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 31 日 条例第 29 号

改正 平成 20 年 3 月 21 日 条例第 4 号

平成 24 年 3 月 23 日 条例第 2 号

平成 24 年 3 月 23 日 条例第 3 号

平成 25 年 3 月 29 日 条例第 18 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれている。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会経済情勢の急速な変化に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要である。

ここに、私たち市民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。）間における

暴力的行為（身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）

(5) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(平 24 条例 3・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、県及び国と連携して取り組むものとする。

3 市は、第 1 項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推

進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(平 24 条例 3・一部改正)

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

(平 24 条例 3・一部改正)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、国東市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第14条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談の対応等)

第15条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第17条 市は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 国東市男女共同参画審議会

(国東市男女共同参画審議会)

第19条 次に掲げる事務を行うため、国東市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第9条に規定する計画の策定及び変更について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員等)

第20条 審議会は、市長が任命する委員12人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(平20条例4・平24条例2・平25条例18・一部改正)

第4章 雑 則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

国東市犯罪被害者等支援条例

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての願いであり、本市では、市民総参加で安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。

しかしながら、依然として、多くの方々が思いもよらず、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となり、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、心身の不調や経済的な問題、さらには、周囲の無理解や心ない言動等の二次的な被害にも苦しめられている。

また、犯罪被害者等の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が行き届いていない犯罪被害者等も存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すためには、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、社会全体で犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、支えていくことが必要である。

ここに、犯罪被害者等支援のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯

罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（国東市営住宅条例（平成18年国東市条例213号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国東市人権施策推進本部設置要綱

平成20年5月22日 訓令第9号
改正 平成25年2月25日 訓令第1号
平成26年5月1日 訓令第12号
平成27年4月20日 訓令第4号
平成29年4月25日 訓令第4号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に係る施策に関し、市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、国東市人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に挙げる事項を所掌する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関する事項
- (2) 人権教育及び人権啓発に係る事業の連絡及び調整に関する事項
- (3) その他人権教育及び人権啓発に関する必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、人権・同和対策課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年2月25日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日訓令第 12 号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日訓令第 4 号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 25 日訓令第 4 号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務課長 国見総合支所長 武蔵総合支所長 安岐総合支所長 政策企画課長 財政課長 市民健康課長 福祉課長 農政課長 活力創生課長 建設課長 教育次長 学校教育課長 社会教育課長 消防長 市民病院事務長

国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分	団 体 名
会 長	唯有幸明	関係機関・団体代表	国東市議会
副会長	坂本巳吉	関係機関・団体代表	部落解放同盟大分県連合会国東支部
委 員	清和源氏	識見を有する者	国東市身体障害者福祉協議会
〃	服部伴夫	識見を有する者	杵築人権用語委員協議会
〃	藤原雅章	関係機関・団体代表	国東市区長会
〃	石丸義則	識見を有する者	国東市老人クラブ連合会
〃	臺 隆道	識見を有する者	国東市民生・児童委員連合会
〃	田川幸信	識見を有する者	国東市連合 P T A
〃	徳丸由美子	識見を有する者	国東市地域婦人団体連合会
〃	高山信哉	関係機関・団体代表	国東市教育委員会
〃	本多洋介	関係機関・団体代表	国東市校長会
〃	西村和彦	関係機関・団体代表	くにさき地区人権協議区研究協議会
〃	富永六男	関係行政機関	国東市副市長
〃	加藤正和	関係行政機関	国東市教育長
〃	古庄伸一	関係行政機関	国東市市民健康課長

国東市人権・同和対策課

〒873-0503

住 所：大分県国東市国東町鶴川136番地1

電 話：0978-72-0354

FAX：0978-72-0357